

(趣旨)

第1条 この規則は、板倉町土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例(平成14年板倉町条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第1条の2 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(公社及び公団等)

第2条 条例第5条第1項第2号で規定するその他規則で定める者は、次に掲げるものとする。

- (1) 都市再生機構
- (2) 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第1条に規定する会社
- (3) 水資源機構
- (4) 地方住宅供給公社
- (5) 地方道路公社
- (6) 板倉町土地開発公社
- (7) 邑楽土地改良区
- (8) その他町長が認める者

(法令)

第3条 条例第5条第1項第3号で規定する法令は、次に掲げるものとする。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)
- (2) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)
- (3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

(許可の申請)

第4条 条例第5条第1項の規定による事業の許可を受けようとする事業主等は、事業許可申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類及び図面等のうち、町長が当該許可申請の可否を決するについて必要と認めるものを添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(別記様式第2号)
- (2) 事業計画図(位置図、実測平面図及び断面図、計画平面図及び断面図)
- (3) 法人の登記事項証明書及び法人の役員の前員の住民票の写し(事業主等が個人であるときは、事業主等の住民票)
- (4) 排水計画図
- (5) 公図の写し
- (6) 土地登記事項証明書
- (7) 搬入土砂等届出書(別記様式第3号)
- (8) 事業許可申請の連帯保証同意書(別記様式第4号)
- (9) 隣接地権者の同意書(別記様式第5号)
- (10) 条例及び規則の遵守並びに工事施工の誓約書(別記様式第6号)
- (11) 事業主、工事施工者、事業主連帯保証人及び隣接地権者の印鑑証明書(法人の場合にあっては、当該法人に係る印鑑証明書)
- (12) 事業区域への土砂等の搬出入経路図
- (13) 道路及び水路を占用する場合は、当該許可書の写し
- (14) 埋蔵文化財の所在の有無に関する回答書の写し
- (15) 工事施工者の過去3年間の事業実績を示す書類
- (16) 事業主等が事業区域内の全部又は一部の土地の所有権を有しない場合にあっては、当該所有権を有しない土地を使用する権原を証する書類
- (17) 工事が請負によって行われる場合にあっては、当該請負の契約書の写し
- (18) 施工管理者の住民票の写し
- (19) 埋立て等をする土砂等の予定容量計算書
- (20) 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、事業が当該法令等に基づく許認可等を要するものであることを示す書類
- (21) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類及び図面

2 条例第5条第2項に規定する事業主連帯保証人は、町内居住者で1名とし、要件については次のとおりとする。

- (1) 事業主連帯保証人の資格
 - ア 町内居住期間が10年以上であること。
 - イ 自己用住宅所有者で保証能力を有すること。

- ウ 年間所得額が300万円以上であること。
 - (2) 添付書類
 - ア 住民票抄本
 - イ 家屋証明
 - ウ 所得証明
 - 3 [条例第5条第2項](#)に規定する隣接地権者とは、事業区域の外側から100メートル以内の地権者とする。
 - 4 [条例第2条第4号](#)に規定する[農地法\(昭和27年法律第229号\)](#)の許可による敷地に供するものは、[別表1](#)のとおりとする。
 - 5 [第1項](#)及び[第2項](#)に規定する書類のうち、事業の内容により町長が認めるものについては、これを省略することができる。
 - 6 [条例第5条第1項第5号](#)の規則で定める土砂等による埋立て等は、次に掲げるものとする。
 - (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等による埋立て等
 - (2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常の管理行為として行う土砂等による埋立て等(搬入土砂等届出書)
- 第4条の2 [前条第1項第7号](#)の規定による搬入土砂等届出書には、事業区域に搬入しようとする土砂等が当該土砂等を排出する場所から排出された土砂等であること及び当該土砂等が性状基準に適合していることを証する書面、当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面並びに土砂等発生・処分フローシート([別記様式第7号](#))を添付しなければならない。ただし、[次の各号](#)の一に該当するときは、当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面の添付を省略することができる。
- (1) 当該土砂等が、国等が行う事業により排出された土砂等である場合で、土砂等の検査の必要がないと町長が認めたとき。
 - (2) [条例](#)若しくは法令等又はこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う土砂等による埋立て等であるとき。
- 2 [前項](#)の規定による事業区域に搬入しようとする土砂等が当該土砂等を排出する場所から排出された土砂等であること及び当該土砂等が性状基準に適合していることを証する書面は、土砂等を排出する場所の管理者が発行する土砂等排出元証明書([別記様式第8号](#))によるものとする。
 - 3 [第1項](#)の規定による事業区域に搬入しようとする土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面は、搬入しようとする土砂等の土壌検査の試料を採取した地点の位置図及び現場写真、検体試料採取調書([別記様式第9号](#))並びに計量士([計量法\(平成4年法律第51号\)第122条第1項](#)の規定により登録された者であつて、[計量法施行規則\(平成5年通商産業省令第69号\)第50条第1号](#)に規定する環境計量士(濃度関係)であるものに限る。[第14条の6第1項第2号](#)において同じ。)が発行した土壌検査証明書([別記様式第10号](#)。[同条同項第1号](#)において単に「土壌検査証明書」という。)とする。
 - 4 [前項](#)の搬入しようとする土砂等の土壌検査は、[別表第3](#)の項目の欄に掲げる項目ごとに、それぞれ[同表](#)の測定方法の欄に掲げる方法により行うものとする。
 - 5 [第1項](#)の性状基準は、[建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令\(平成3年建設省令第19号\)別表第1](#)上欄に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土(これらにセメント、石灰等を混合し、化学的安定処理をしたものを除く。)に該当する性状であるものとする。(許可の基準)
- 第5条 [条例第6条第2号](#)に規定する施工基準は、[別表2](#)のとおりとする。
- 2 [条例第6条第3号](#)に規定する土壌基準は、[別表3](#)のとおりとする。(許可及び不許可の決定)
- 第6条 町長は、[条例第5条第1項](#)の申請が、[条例第6条](#)の許可基準を満たしているときは、許可しなければならない。
- 2 町長は、[前項](#)の規定により許可又は不許可を決定したときは、事業許可決定通知書([別記様式第11号](#))又は事業不許可決定通知書([別記様式第11号の2](#))により事業主等に通知するものとする。(事業の変更申請)
- 第7条 [条例第7条第1項](#)の規定による事業の変更の許可を受けようとする事業主等は、事業変更許可申請書([別記様式第12号](#))に、その変更の内容を示す[第4条第1項](#)の各号に掲げる書類及び図面のうち町長が必要と認めるものを添えて、町長に申請しなければならない。
- 2 [前項](#)の許可又は不許可の決定については、[前条第1項](#)の規定を準用する。
 - 3 町長は、[前項](#)の規定により許可又は不許可を決定したときは、事業変更許可決定通知書([別記様式第13号](#))又は事業変更不許可決定通知書([別記様式第13号の2](#))により事業主等に通知するものとする。
 - 4 [条例第7条ただし書](#)の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。
 - (1) 事業の期間の変更(当該期間を短縮させるものに限る。)
 - (2) 事業区域に搬入する土砂等の数量の変更(当該土砂等の数量を減少させるものに限る。)
 - (3) 工事計画の変更([前2号](#)に掲げる事項の変更に係るものに限る。)

- (4) 事業主等の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (5) 施工管理者の氏名及び住所
- (6) 法人にあっては、その役員の氏名及び住所
- (7) 施工管理者が通常所在する事務所等の所在地及び電話番号
- 5 前項に規定する変更は、事業軽微変更届出書(別記様式第14号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。
- (1) 申請者又は施工管理者の住所又は氏名の変更の場合にあっては、住民票の写し
- (2) 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合(代表者の氏名の変更については、次号に規定する場合を除く。)にあっては、法人の登記事項証明書
- (3) 法人の役員が新たに就任した場合にあっては、法人の登記事項証明書及び当該役員の住民票の写し(許可の取消し)
- 第8条 条例第9条第1項に規定する許可の取消しは、事業許可取消書(別記様式第15号)により行うものとする。
(工事の着工)
- 第9条 条例第11条の規定による工事着工の届出は、工事開始7日前までに、工事着工届出書(別記様式第16号)を提出することにより行うものとする。
(事業の完了等の手続)
- 第10条 条例第13条第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届出書を提出して行うものとする。
- (1) 事業を完了したとき 事業完了届出書(別記様式第17号)
- (2) 事業を廃止、又は休止したとき 事業廃止(休止)届出書(別記様式第18号)
- (3) 休止した事業を再開しようとするとき 事業再開届出書(別記様式第19号)
(標識)
- 第11条 条例第12条第1項の規定による標識は、事業掲示板(別記様式第20号)及び危険防止表示板(別記様式第21号)とする。
(措置命令)
- 第12条 条例第10条の規定による措置命令は、措置命令書(別記様式第22号)により行うものとする。
(停止命令)
- 第13条 条例第10条の規定による事業の停止命令は、停止命令書(別記様式第23号)により行うものとする。
(改善命令)
- 第14条 条例第13条第2項の規定による改善命令は、改善命令書(別記様式第24号)により行うものとする。
(地位の承継の届出等)
- 第14条の2 条例第13条の2第2項の規定による届出は、事業地位承継届出書(別記様式第25号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。
- (1) 承継した者が個人である場合にあっては、次のイからニまでに掲げる書類
- イ 被相続人との続柄を証する書類
- ロ 第4条第1項第3号に掲げる書類
- ハ 第4条第1項第19号に掲げる書類
- ニ その他町長が必要と認める書類
- (2) 承継した者が法人である場合にあっては、次のイからホまでに掲げる書類
- イ 合併契約書又は分割契約書の写し
- ロ 吸収合併又は吸収分割により事業の全部を承継した法人にあっては、第4条第1項第3号に掲げる書類及び現に行っている事業の概要を説明する書類
- ハ 新設合併又は新設分割により設立した法人にあっては、第4条第1項第3号に掲げる書類
- ニ 前号ハに掲げる書類
- ホ その他町長が必要と認める書類
(帳簿の記載)
- 第14条の3 条例第13条の3の規定による帳簿の記載は、事業施工管理台帳(別記様式第26号)により毎日行うものとする。
- 2 条例第13条の3第2項の規定による報告は、条例第5条第1項の許可を受けた日から3月ごと(月の中途において当該許可を受けたときは、当該許可を受けた日の属する月を1月とみなす。)に遅滞なく、事業施工状況報告書(別記様式第27号)に当該期間の事業施工管理台帳の写しを添えて行うものとする。
(事業区域内土壌検査)
- 第14条の4 事業の許可を受けた者は、次に掲げる日から起算して6月を経過する日又は次に掲げる日から計算して事業区域に搬入した土砂等の数量が5千立方メートルを超える日のいずれか早い日(以下「検査基準日」という。)をもって、条例第13条の4第1項に規定する土壌検査(事業区域から排出される水がある場合の当該排出される水の検査を除く。以下「事業区域内土壌検査」という。)を行う義務を負うものとする。
- (1) 事業区域へ土砂等の搬入を開始した日
- (2) 前回の検査基準日

- 2 事業の許可を受けた者は、事業を完了し、廃止し、若しくは休止したとき、若しくは事業の期間が満了したとき、又は事業の許可の取消しを受けたときは、前項の規定にかかわらず、それらの日をもって、事業区域内土壌検査を行う義務を負うものとする。
- 3 事業区域内土壌検査のための試料は、町長の指定する職員の立会いの上、これを採取しなければならない。
- 4 事業区域土壌検査は、次に掲げる方法により行うものとする。
 - (1) 事業区域内土壌検査のための試料とする土砂等の採取は、埋立等区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点(当該地点がない場合にあつては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間地点4地点)の土壌について行うこと。
 - (2) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取する地点において等量とし、採取後混合し、1つの試料とすること。
 - (3) 事業区域内土壌検査は、前号の規定により作成された試料について、別表第3の項目の欄に掲げる項目ごとに、回表の測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。

(水質検査)

第14条の5 条例第13条の4第1項に規定する排出される水の検査(以下「水質検査」という。)については、前条第1項から第3項までの規定を準用する。この場合において、同条第1項中「土壌検査(事業区域から排出される水がある場合の当該排出される水の検査を除く。以下「事業区域内土壌検査」という。)」とあるのは「排出される水の検査(以下この条において「水質検査」という。)」と、同条第2項及び第3項中「事業区域内土壌検査」とあるのは「水質検査」と読み替えるものとする。

- 2 水質検査は、前項の規定により読み替えて準用する前条第3項の規定により採取した試料について、それぞれ別表第4の項目の欄に掲げる項目ごとに、回表の測定方法の欄に掲げる方法により行うものとする。

(事業区域内土壌検査及び水質検査の報告)

第14条の6 条例第13条の4第1項の規定による報告は、事業区域内土壌検査等報告書(別記様式第28号)に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業区域内土壌検査 当該事業区域内土壌検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第14条の4第3項の規定により採取した試料の検体試料採取調書及び土壌検査証明書
- (2) 水質検査 当該水質検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに前条第1項の規定により読み替えて準用する第14条の4第3項の規定により採取した試料ごとの検体試料採取調書及び計量士が発行した水質検査証明書(別記様式第29号)

- 2 条例第13条の4第1項の規則で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 第14条の4第1項の規定により行う事業区域内土壌検査又は前条第1項の規定により読み替えて準用する第14条の4第1項の規定により行う水質検査 同条同項各号に該当する日から1月を経過する日
- (2) 第14条の4第2項の規定により行う事業区域内土壌検査又は前条第1項の規定により読み替えて準用する第14条の4第2項の規定により行う水質検査 町長の定める日

(書類の備置き等)

第14条の7 条例第13条の5第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 第7条第5項に規定する事業軽微変更届の写し
- (2) 第4条第1項に規定する搬入土砂等届出書及びその添付書類の写し
- (3) 前条第1項に規定する事業区域内土壌検査等報告書及びその添付書類の写し

(車両の表示)

第14条の8 条例第13条の6の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨
- (2) 事業区域の所在地(事業区域の所在地の全てを記載することができないときは、当該事業区域を代表する所在地)
- (3) 事業の許可を受けた者の氏名又は法人の名称
- (4) 事業の許可番号
- (5) 事業区域に土砂等を運搬する者の氏名又は法人の名称

(身分証明書)

第15条 条例第14条第2項に規定する身分を証明する証明書は、身分証明書(別記様式第30号)とする。

(公表の方法)

第16条 条例第16条の規定による公表は、板倉町公告式条例(昭和30年板倉町条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示若しくは広報紙等への掲載又はその他町民に広く周知させる方法により行うものとする。

(保証金)

第17条 条例第17条第1項に規定する保証金額の算定は、次のとおりとする。

埋立面積1平方メートルあたり1,000円

(事務分掌)

第18条 条例及びこの規則の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域が農地法の許可を要するものについては、産業振興課とする。
 (2) 前号以外の事業区域に係るものについては、住民環境課とする。
 (委任)

第19条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則(平成15年3月3日規則第2号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第7号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月29日規則第12号)

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成26年10月6日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、平成26年8月1日から適用する。

附 則(平成28年3月29日規則第5号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年1月19日規則第1号)

この規則は、平成30年2月1日から施行する。

附 則(平成31年2月4日規則第6号)

この規則は、平成31年2月12日から施行する。

附 則(令和元年9月6日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年9月18日規則第24号)

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

別表1(第4条関係)

骨材・砕石・再生砕石

品名	規格
クラッシュラン	40～0(mm)
〃	30～0
〃	20～0
〃	(小口)
粒度調整砕石	40～0(mm)
〃	30～0
〃	25～0
〃	(小口)
単粒度砕石	4号30～20(mm)
〃	5号20～13
〃	6号13～5
〃	7号5～2.5
スクリーニング	2.5～0
ぐり石	50～150
割ぐり石	50～150
〃	150～200
砂	クッション用
〃	埋め戻し用
再生クラッシュラン	40～0(mm)
〃	30～0
再生粒度調整砕石	40～0(mm)
〃	30～0
再生砂	
山砕	100～0

山ずり	200～0
-----	-------

別表2(第5条関係)

施工基準	
<p>周辺対策</p> <p>1 事業の施工にあたって、粉塵、騒音、振動及び搬入車両による土砂等の飛散等で周辺の土地や住民に被害又は迷惑を及ぼすことがないようにすること。</p> <p>2 道水路を破損した場合には、原形復旧すること。</p> <p>3 道水路との境界及び占用する場合は関係機関と十分に協議を行うこと。</p>	
<p>交通対策</p> <p>1 事業区域への土砂等は、搬出入経路図に示した路線から搬出入し、搬出入経路が通学路の場合は、通学時間を避けること。</p>	
<p>安全対策</p> <p>1 事業区域への入り口は1箇所とし、作業終了時には必ず入り口を閉鎖すること。</p> <p>2 事業区域外に土砂等が飛散や崩壊のおそれのないように、安全柵や管理者等を配置すること。</p>	
<p>作業時間等</p> <p>1 作業時間は、午前8時から午後5時までとする。</p> <p>2 日曜・祝祭日・年末年始の作業は行わないこと。</p>	
<p>埋立て又は盛土</p> <p>1 埋立ての高さは、隣接する最も低い道路の側溝面又は車道面より事業完成時において10センチメートル以上下げること。</p> <p>2 天地替えの掘削は、地表からおおむね0.5メートル以内とし、隣接地に影響を及ぼすおそれがあるときは、0.5メートル以内でも掘削しない。</p>	

別表3(第5条、第14条の4関係)

土壌基準

- 1 土壌基準は、基準表に掲げる物質の種類又は項目ごとに掲げる許容限度のとおりとする。
- 2 上記の土壌基準は、基準表の左欄に掲げる物質の種類ごとに、右欄に掲げる測定方法により測定した場合における測定値とする。

基準表

物質の種類及び項目	許容限度	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であり、かつ、農用地においては、米1キログラムにつき0.4ミリグラム以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本産業規格(以下「規格」という。)K0102—3 14. 3、14. 4又は14. 5に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K0102—2 9. 3. 2若しくは9. 3. 3の蒸留操作を行い、9. 4、9. 5、9. 6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない。)若しくは9. 7の分析を行う方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表1(蒸留操作は装置にて行う。)に掲げる方法
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。	規格K0102—4 7. 2. 1及び7. 2. 3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあつては規格K0102—4 7. 2. 1、7. 2. 2及び7. 2. 5又は7. 2. 1及び7. 2. 6に定める方法(ただし、規格K0102—4 7. 2. 6に定める方法により測定する場合において、規格K0102—4 7. 2. 2のクリーンアップを行うときは、7. 2. 2に定める操作とする。)
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	規格K0102—3 13. 2、13. 3、13. 4又は13. 5に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	規格K0102—3 24. 3(規格K0102—3 24. 3. 3及び24. 3. 7を除く。)に定める方法
砒(ひ)素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1キログラムにつき15ミリグラム未満であること。	規格K0102—3 20. 2、20. 3、20. 4又は20. 5に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒(ひ)素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条に規定する方法

総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下であること。	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1キログラムにつき125ミリグラム未満であること。	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	規格K0125 5. 1、5. 2又は5. 3. 2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	規格K0125 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5に定める方法
クロロエチレン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1, 2—ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。	規格K0125 5. 1、5. 2、5. 3. 1又は5. 3. 2に定める方法
1, 1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。	規格K0125 5. 1、5. 2又は5. 3. 2に定める方法
シス—1, 2—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。	規格K0125 5. 1、5. 2又は5. 3. 2に定める方法
1, 1, 1—トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。	規格K0125 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5に定める方法
1, 1, 2—トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。	規格K0125_5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	規格K0125 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	規格K0125 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5に定める方法
1, 3—ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	規格K01025_5. 1、5. 2、5. 3. 1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	規格K0125_5. 1、5. 2又は5. 3. 2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	規格K0102—3 26. 2、26. 3又は26. 4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下であること。	規格K0102—2 5. 2及び5. 3、5. 4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、規格K0170—6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102—2 5. 2(蒸留操作を行う場合には、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合には、蒸留操作を省略することができる。)及び日本産業規格K0102—2 5. 5若しくは5. 6に定める方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。	規格K0102—3 5. 2、5. 5又は5. 6に定める方法

1, 4—ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。	昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
------------	-----------------------------	-------------------------

検液については、平成3年環境省告示第46号付表により作成するものとする。

※ 土壌検査の1回目は、埋立てに使用する残土の発生場所で採取、2回目以降は、役場職員等が立ち会い、搬入現場で埋立て土を採取して検査いたします。

(検査費用は、事業主等負担とします。)

別表第4(第5条、第14条の4関係)

項目	測定方法
カドミウム	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102—3 14. 3、14. 4又は14. 5に定める方法
全シアン	規格K0102—2 9. 3. 2若しくは9. 3. 3の蒸留操作を行い、9. 4、9. 5若しくは9. 6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない)の分析を行う方法又は付表1(蒸留操作は装置にて行う)に掲げる方法
有機燐	規格K0102—4 7. 2. 1及び7. 2. 3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあっては規格K0102—4 7. 2. 1、7. 2. 2. 2及び7. 2. 5又は7. 2. 1及び7. 2. 6に定める方法(ただし、規格K0102—4 7. 2. 6に定める方法により測定する場合において、規格K0102—4 7. 2. 2のクリーンアップを行うときは、7. 2. 2. 2に定める操作とする。)
鉛	規格K0102—3 13. 2、13. 3、13. 4又は13. 5に定める方法
六価クロム	規格K0102—3 24. 3(規格K0102—3 24. 3. 3及び24. 3. 7を除く。)に定める方法
砒素	規格K0102—3 20. 3、20. 4又は20. 5に定める方法
総水銀	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	昭和46年環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
PCB	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	規格K0102—3 11. 3、11. 4、11. 5又は11. 6に定める方法
ジクロロメタン	規格K0125 5. 1、5. 2又は5. 3. 2に定める方法
四塩化炭素	規格K0125 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5に定める方法
クロロエチレン	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1, 2—ジクロロエタン	規格K0125 5. 1、5. 2、5. 3. 1又は5. 3. 2に定める方法
1, 1—ジクロロエチレン	規格K0125 5. 1、5. 2又は5. 3. 2に定める方法
1, 2—ジクロロエチレン	シス体にあつては規格K0125 5. 1、5. 2又は5. 3. 2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125 5. 1、5. 2又は5. 3. 1に定める方法
1, 1, 1—トリクロロエタン	規格K0125 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5に定める方法
1, 1, 2—トリクロロエタン	規格K0125 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5に定める方法
トリクロロエチレン	規格K0125 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5に定める方法
テトラクロロエチレン	規格K0125 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5に定める方法
1, 3—ジクロロプロペン	規格K0125 5. 1、5. 2又は5. 3. 1に定める方法
チウラム	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	規格K0125 5. 1、5. 2又は5. 3. 2に定める方法
セレン	規格K0102—3 26. 2、26. 3又は26. 4に定める方法
ふっ素	規格K0102—2 5. 2及び5. 3、5. 4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、規格K0170—6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102—25. 2(蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、蒸留操作を省略することができる。)及び規格K0102—2 5. 5に定める方法
ほう素	規格K0102—3 5. 2、5. 5又は5. 6に定める方法

1, 4—ジオキサン	昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
水素イオン濃度	日本産業規格K0102の12・1に定める方法又は昭和49年環境庁告示第64号に定める方法

別記様式第1号(第4条関係)

別記様式第1号(第4条関係)

年 月 日

板倉町長あて

住所
事業主 氏名 印
電話番号

住所
工事施工者 氏名 印
電話番号

事業許可申請書

板倉町土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例第5条第1項の規定により、許可を受けたく関係書類を添えて申請します。

記

事業区域の所在地

土地の表示			地目		面積 (㎡)	土地の所有者の 住所・氏名	農振法の区分
大字	字	地番	台帳	現況			
							農用地 農用地外
							農用地 農用地外
							農用地 農用地外
合計					筆	㎡	

- 備考 1 印鑑は実印を使用すること。
2 印鑑証明書を添付すること。

別記様式第2号(第4条関係)

年 月 日

住所
事業主 氏名 印
電話番号

住所
工事施工者 氏名 印
電話番号

事業計画書

事業名	
工期	年 月 日 から 年 月 日まで
一日の搬入台数及び搬入土量	搬入台数： トン車 延 台、 1台当たり 約 m^3 搬入土量： m^3
一日の作業時間	時から 時まで
施工機械の種類及び台数	
完了後の土地の利用計画	
施工管理者氏名及び住所並びに通常所在する事務所等の所在地及び電話番号	氏名 住所 通常所在する事務所等の所在地 通常所在する事務所等の電話番号

【備考】 添付書類 板倉町土砂等による土地の埋立ての規則に関する条例施行規則第4条第1項第2号から第21号に掲げる書類及び図面

別記様式第3号(第4条関係)

年 月 日

板倉町長 あて

住所
届出者 氏名
電話番号

搬入土砂等届出書

事業名	
今回の届出に関する土砂等の排出場所及び土砂等を排出する者	(排出場所) 所在地 工事名 (排出する者) 住所 氏名 <small>(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)</small> 電話番号
搬入しようとする土砂等の予定量	合計 m ³
添付書類	①土砂等発生・処分フローシート(別記様式第7号) ②土砂等排出元証明書(別記様式第8号) ③土壌検査の試料を採取した位置図 ④土壌検査の試料を採取した現場写真 ⑤検体試料採取調書(別記様式第9号) ⑥土壌検査証明書(別記様式第10号)

別記様式第4号(第4条関係)

年 月 日

板倉町長あて

事業主連帯保証人 住所
氏名
電話番号

印

事業許可申請の連帯保証同意書

下記の土地へ埋立て及び盛土等行為を行い、板倉町土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例(以下「条例」という。)及び板倉町土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例施行規則(以下「規則」という。)に従わないで、事業主及び工事施工者が事業を完了しない場合は、条例及び規則を守り、私が責任を持って工事を完了することに同意いたします。

土地の所在 板倉町

所在地	地番	地目		面積(m ²)	備考
		台帳	現況		
字					
字					
字					
字					
字					
合計					

備考 印鑑は実印を使用すること

別記様式第5号(第4条関係)

年 月 日

事業主 あて

隣接地権者

住所

氏名

印

隣接地権者の同意書

下記の土地への土砂等による土地の埋立て事業を施工することに対し、下記の条件を付して同意します。

記

1 事業を施工する土地の所在地 板倉町 _____

所在地	地番	地目		面積(m ²)	所有者名	耕作者名
		台帳	現況			
字						

他 筆 合計 _____ m²

2 隣接する土地の一覧 板倉町 _____

所在地	地番	地目		面積(m ²)	所有者名	耕作者名
		台帳	現況			
字						
字						
字						
字						

3 条件

- (1)高さの制限 私の土地より _____ の高さまでとすること。
- (2)法面の土砂崩れ対策を十分にすること。
- (3)損害が生じた場合は、補償の協議に応ずること。

備考 印鑑は実印を使用すること。

別記様式第6号(第4条関係)

年 月 日

板倉町長あて

住所
事業主 氏名 印
電話番号

住所
工事施工者 氏名 印
電話番号

条例及び規則の遵守並びに工事施工の誓約書

私達は、下記の土地へ埋め立て及び盛土等行為を行うにあたり、板倉町土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例(以下「条例」という。)及び板倉町土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例施行規制(以下「規則」という。)を遵守するとともに、事業施工中又は完了後においても、これが起因と認められる発生被害についてその補償に応じ、自らの責任において苦情並びに紛争を解決し、条例及び規則を守り工事を施工することを誓います。なお、条例及び規則に違反した場合は、町長の指示に従うことを誓約いたします。

土地の所在 板倉町

所在地	地番	地目		面積(m ²)	備考
		台帳	現況		
字					
字					
字					
字					
字					
合計					

備考 印鑑は実印を使用すること

別記様式第7号(第4条の2関係)

土砂等発生・処分フローシート

元 請	
代表者名	工事名 _____
住所	工事施工場所 _____
連絡先	残土発生の工事方法 _____
	工事発注者 _____
	住所 _____
	代表者名 _____
	連絡先 _____
下請等	
代表者名	代表者名
住所	住所
連絡先	連絡先
搬入先	
代表者名	
住所	
連絡先	

連絡先等については、確認のために問い合わせるので正確に記入してください。

別記様式第8号(第4条の2関係)

年 月 日

板倉町長 あて

住所
土砂等の排出者 氏名
電話番号

土砂等排出元証明書

工 事 名	
工 事 施 工 場 所	
工 事 発 注 者	
工 事 施 工 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
工事に係る土砂等の総排出量及び 当該事業区域搬入予定量	総排出量 m^3 当該事業区域搬入予定量 m^3
今回の証明に係る土砂等の排出量	m^3
今回の証明に係る土砂等の性状	第一種建設発生土 第二種建設発生土 第三種建設発生土
今回の証明に係る 土砂等を運搬する者	住所 氏名 <small>(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)</small>
今回の証明に係る土砂等による 埋立て等を行う事業の 許可を受けた事業主	住所 氏名 <small>(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)</small>

備考 今回の証明に係る土砂等の性状の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の
基準となるべき事項を定める省令別表第1上欄の区分のうち該当するものを丸で囲むこと。

別記様式第9号(第4条の2、第14条の6関係)

年 月 日

住所
届出者 氏名
電話番号

住所
採取者 所属
職 氏名
電話番号

検体試料採取調書

別添の検査証明書の検体試料を次のとおり採取しました。

検 体 区 分	
報 告 区 分	土壌検査(搬入・定期・廃止・完了) 水質検査(定期・廃止・完了)
採 取 年 月 日	
採 取 時 の 天 候	
土壌検査の場合の 採 取 深 度	

備考 検体区分の欄には、この調書に係る土壌検査証明書又は水質検査証明書に記載された検体番号等を記載すること。

別記様式第10号(第4条の2、第14条の6関係)

別記様式第10号(第4条の2、第14条の6関係)

土壤検査証明書				
板倉町長 あて		年 月 日		
		分析機関名 代表者 所在地 電話番号 環境計量士		
年 月 日に依頼のあった検体について、土壤の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。				
(検体番号)				
項目	単位	測定値	基準値	測定方法
カドミウム	mg/l		0.003	
全シアン	mg/l		不検出	
有機磷	mg/l		不検出	
鉛	mg/l		0.01	
六価クロム	mg/l		0.02	
砒素	mg/l		0.01	
総水銀	mg/l		0.0005	
アルキル水銀	mg/l		不検出	
PCB	mg/l		不検出	
ジクロロメタン	mg/l		0.02	
四塩化炭素	mg/l		0.002	
クロロエチレン	mg/l		0.002	
1,2-ジクロロエタン	mg/l		0.004	
1,1-ジクロロエチレン	mg/l		0.1	
1,2-ジクロロエチレン	mg/l		0.04	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		1	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		0.006	
トリクロロエチレン	mg/l		0.01	
テトラクロロエチレン	mg/l		0.01	
1,3-ジクロロプロペン	mg/l		0.002	
チウラム	mg/l		0.006	
シマジン	mg/l		0.003	
チオベンカルブ	mg/l		0.02	
ベンゼン	mg/l		0.01	
セレン	mg/l		0.01	
ふっ素	mg/l		0.8	
ほう素	mg/l		1	
1,4-ジオキサン	mg/l		0.05	
農用地(田に限る。)	砒素	mg/kg	15	含有試験
	銅	mg/kg	125	
備考				

別記様式第 11 号 (第 6 条関係)

板倉町指令第 号

年 月 日

事 業 主 住所
氏名 様

工事施工者 住所
氏名 様

板倉町長

事業許可決定通知書

年 月 日付で申請のあった事業許可申請については、板倉町土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例施行規則第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり許可します。

(許可条件)

別記様式第 11 号の 2 (第 6 条関係)

板倉町指令第 号

年 月 日

事業主 住所
氏名 様
工事施工者 住所
氏名 様

板倉町長

事業不許可決定通知書

年 月 日付で申請のあった事業許可申請については、板倉町土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例施行規則第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり不許可とします。

(不許可理由)

(教示)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、板倉町長に対して審査請求をすることができます (なお、この決定があったことを知った翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、板倉町を被告として (訴訟において板倉町を代表する者は板倉町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第12号(第7条関係)

年 月 日

板倉町長あて

住所
事業主 氏名 印
電話番号

住所
工事施工者 氏名 印
電話番号

事業変更許可申請書

下記のとおり事業許可事項を変更したいので、板倉町土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例第7条第1項の規定により、許可を受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 板倉町指令 第 号	
変更する 事項	変更前	変更後
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
	施工内容	
変更年月日	年 月 日	
変更の理由		
添付書類 申請書の添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、その関係書類		

備考 1 印鑑は実印を使用すること。

2 法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

別記様式第13号(第7条関係)

板倉町指令第 号

年 月 日

事業主 住所
氏名 様

工事施工者 住所
氏名 様

板倉町長

事業変更許可決定通知書

年 月 日付けで提出のあった事業変更許可申請については、板倉町土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例施行規則第7条第3項の規定により、次のとおり許可します。

(許可条件)

別記様式第13号の2(第7条関係)

板倉町指令第 号

年 月 日

事業主 住所
氏名 様
工事施工者 住所
氏名 様

板倉町長

事業変更不許可決定通知書

年 月 日付けで提出のあった事業変更許可申請については、板倉町土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例施行規則第7条第3項の規定により、次のとおり不許可とします。

(不許可理由)

(教示)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板倉町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板倉町を被告として(訴訟において板倉町を代表する者は板倉町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第14号(第7条関係)

年 月 日

板倉町長 あて

住所
届出者 氏名
電話番号

印

事業軽微変更届出書

下記のとおり事業許可事項を変更したいので、板倉町土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 板倉町指令 第 号	
変 更 の 内 容	変更前	変更後
変 更 年 月 日		

別記様式第15号(第8条関係)

板倉町指令第 号

年 月 日

事業主 住所
氏名 様
工事施工者 住所
氏名 様

板倉町長

事業許可取消書

年 月 日付け板倉町指令第 号で行った許可は、板倉町土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例第9条第1項の規定により、取消したので通知します。

理由

(教示)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板倉町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板倉町を被告として(訴訟において板倉町を代表する者は板倉町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第 16 号 (第 9 条関係)

年 月 日

板倉町長あて

事業主 住所
氏名 印
電話番号

工事施工者 住所
氏名 印
電話番号

工事着工届出書

年 月 日付け板住第 号で許可のあった事業について、板倉町土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例第 11 条の規定により、下記のとおり施工いたしますので届出します。

記

- 1 事業区域 板倉町
外 筆 合 計 m²
- 2 事業着工年月日 年 月 日
- 3 事業完了予定年月日 年 月 日

備考 1 工事着工前の現場写真を添付すること。
2 印鑑は、実印を使用すること。
3 法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

別記様式第17号(第10条関係)

年 月 日

板倉町長 へ

住所
届出者 氏名
電話番号

事業完了届出書

板倉町土砂等による埋立て等の規制に関する条例第5条第1項の規定による許可(同条例第7条第1項の変更の許可を受けた場合にあつては、当該変更の許可を含む。)に係る事業を完了したので、同条例第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 板倉町指令 第 号
計 画 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日

備考 完了した事業区域の出来形に関する図面及び写真を添付すること。

別記様式第18号(第10条関係)

年 月 日

板倉町長 あて

住所
届出者 氏名
電話番号

事業廃止(休止)届出書

板倉町土砂等による埋立て等の規制に関する条例第5条第1項の規定による許可(同条例第7条第1項の変更の許可を受けた場合にあつては、当該変更の許可を含む。)に係る事業を廃止(休止)したので、同条例第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月 日及び許可の番号	年 月 日 板倉町指令 第 号
計画期間及び 廃止年月日 又は休止期間	計画期間 年 月 日 ~ 年 月 日 廃止年月日 年 月 日 (休止期間 年 月 日 ~ 年 月 日)

備考 事業区域の出来形に関する図面及び事業区域以外の区域への土砂等の飛散及び流出を防止するために必要な措置に関する図面を添付すること。

別記様式第19号(第10条関係)

年 月 日

板倉町長 へ

住所
届出者 氏名
電話番号

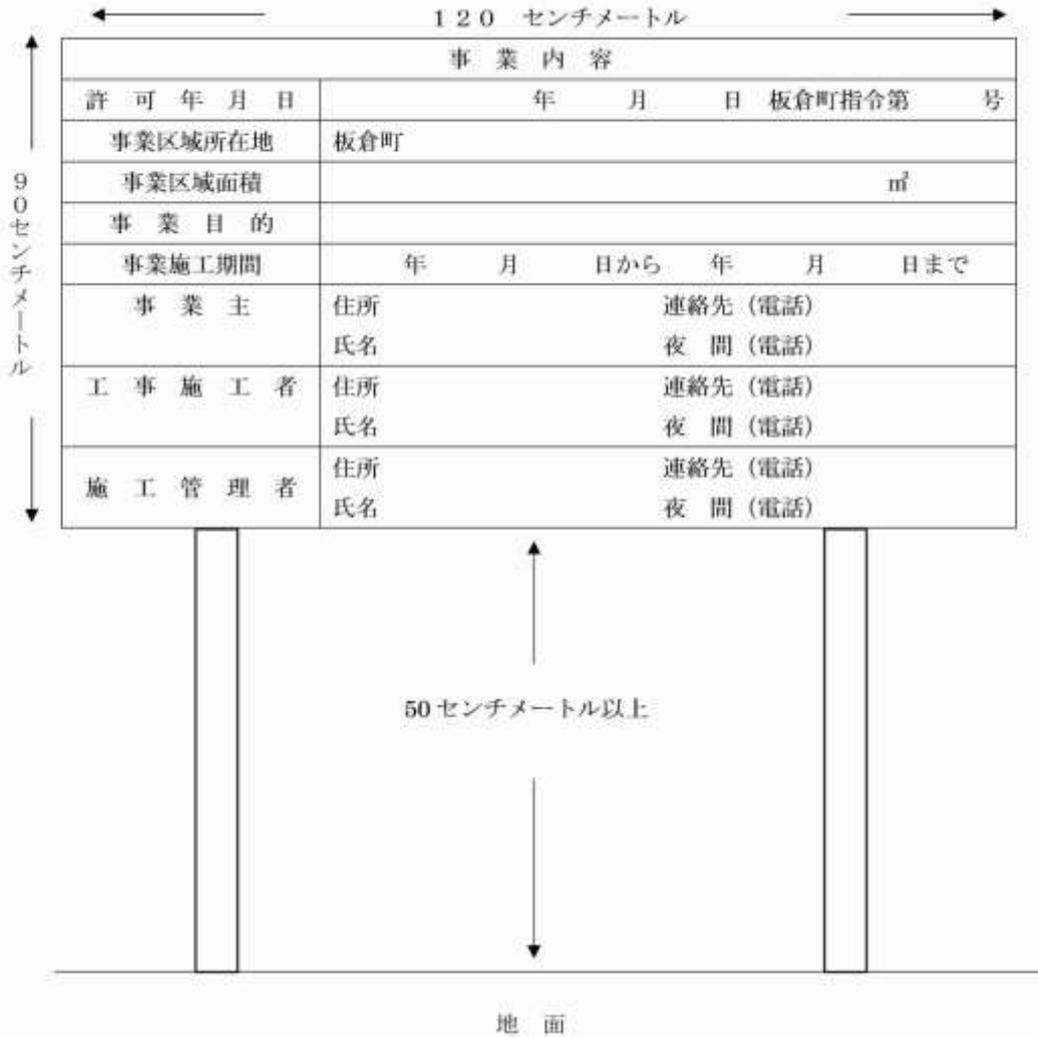
事業再開届出書

板倉町土砂等による埋立て等の規制に関する条例第5条第1項の規定による許可(同条例第7条第1項の変更の許可を受けた場合にあつては、当該変更の許可を含む。)に係る事業を再開したいので、同条例第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月 日及び許可の番号	年 月 日 板倉町指令 第 号
休 止 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
再 開 年 月 日	年 月 日

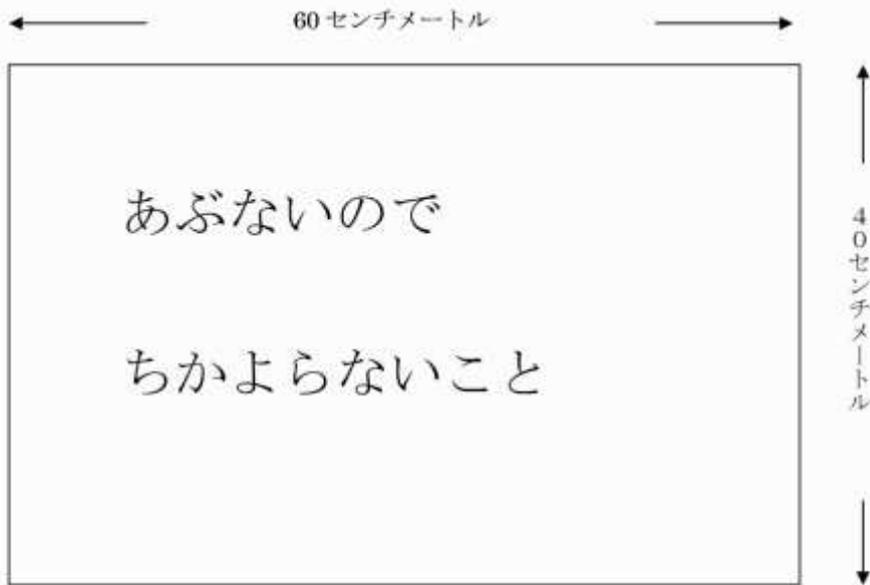
別記様式第20号(第11条関係)

事業揭示板



別記様式第21号(第11条関係)

危険防止表示板



別記様式第 22 号 (第 12 条関係)

板倉町指令第 号

年 月 日

事業主 住所
氏名 様
工事施工者 住所
氏名 様

板倉町長

措置命令書

あなたが板倉町 で行っている事業は、板倉町土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例第 6 条第 2 号の規定による施工基準に違反しているので、同条例第 10 条の規定に基づき、下記のとおり直ちに措置することを命じます。

記

- 1 措置箇所
- 2 措置方法
- 3 措置期間 年 月 日まで

なお、上記期限内に措置命令に従わない場合は、板倉町土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例第 16 条及び第 20 条第 2 号の規定を適用します。

(教示)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板倉町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板倉町を被告として(訴訟において板倉町を代表する者は板倉町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第23号(第13条関係)

板倉町指令第 号

年 月 日

事業主 住所
氏名 様

工事施工者 住所
氏名 様

板倉町長

停止命令書

あなたが板倉町 で行っている事業については、板倉町土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例第6条第2号又は第3号による許可の基準に適合していないので、第10条の規定に基づき、事業の停止を命じます。

記

1 事業名

なお、停止命令に従わない場合は、板倉町土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例第16条及び第20条第2号の規定を適用します。

(教示)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板倉町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板倉町を被告として(訴訟において板倉町を代表する者は板倉町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第 24 号 (第 14 条関係)

板倉町指令第 号

年 月 日

事業主 住所
氏名 様
工事施工者 住所
氏名 様

板倉町長

改善命令書

あなたが板倉町 で行っている事業については、板倉町土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例第 6 条第 2 号又は第 3 号による許可の基準に適合していないので、第 13 条第 2 項の規定に基づき、直ちに改善することを命じます。

記

- 1 改善箇所
- 2 改善方法
- 3 改善期間 年 月 日まで

なお、改善命令に従わない場合は、板倉町土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例第 16 条及び第 20 条第 2 号の規定を適用します。

(教示)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板倉町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板倉町を被告として（訴訟において板倉町を代表する者は板倉町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第25号(第14条の2関係)

年 月 日

板倉町長 あて

住所
届出者 氏名
電話番号

事業地位承継届出書

板倉町土砂等による埋立ての規制に関する条例（以下「条例」という。）第5条第1項の許可(条例第7条第1項の変更の許可を受けた場合にあつては、当該変更の許可を含む。)を受けた者の地位を承継したので、条例第13条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 板倉町指令 第 号
承継前の許可 を受けた者	住所 氏名 <small>(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)</small>
承継の理由	
承継年月日	

備考 1 承継した者が個人である場合にあつては、次のイからニまでに掲げる書類を添付すること。

- イ 被相続人との続柄を証する書類
- ロ 板倉町土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第4条第1項第3号に掲げる書類
- ハ 規則第4条第1項第19号に掲げる書類
- ニ その他町長が必要と認める書類

2 承継した者が法人である場合にあつては、次のイから二までに掲げる書類を添付すること。

- イ 合併契約書又は分割契約書の写し
- ロ 吸収合併又は吸収分割により特定事業の全部を承継した法人にあつては、規則第4条第1項第3号に掲げる書類及び現に行っている事業の概要を説明する書類
- ハ 新設合併又は新設分割により設立した法人にあつては、規則第4条第1項第3号に掲げる書類
- ニ その他町長が必要と認める書類

別記様式第26号(第14条の3関係)

別記様式第26号(第14条の3関係)

事業施工管理台帳

年 月 日 ()

事業の許可を受けた者の氏名又は法人の名称
事業区域の位置

面積 m^2

記録者の氏名

	土砂等の 搬入時刻	搬入車両の登録番号	土砂等を運搬した者の 氏名又は法人の名称	搬入車両の 運転者の氏名	搬入した土砂等の 数量 (m^3)	土砂等の積込み場所
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

施工作業の内容

別記様式第 27 号(第 14 条の 3 関係)

年 月 日

板倉町長 あて

住所
報告者 氏名
電話番号

事業施工状況報告書

板倉町土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 13 条の 3 条第 2 項の規定により、事業の施工の状況を次のとおり報告します。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 板倉町指令 第 号				
事業区域の面積	㎡ (うち実施済面積) ㎡				
事業区域に搬入される土砂等の数量	㎡ (うち実施済数量) ㎡				
今回の報告に係る期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
排出場所・工事名等	搬入予定 量 (㎡)	前回累計 量 (㎡)	今回報告 量 (㎡)	累計量 (㎡)	備 考
合 計					

備考 今回の報告に係る期間の事業施工管理台帳(別記様式第 26 号)の写しを添付すること。

別記様式第28号(第14条の6関係)

年 月 日

板倉町長 あて

住所
報告者 氏名
電話番号

事業区域内土壌検査等報告書

板倉町土砂等による埋立て等の規制に関する条例第13条の4条第1項の規定による事業区域内土壌検査等の結果を次のとおり報告します。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 板倉町指令 第 号
	土砂等又は排出水の採取地点・・・別添位置図、現場写真及び検体試料採取 調書（別記様式第9号）のとおり
	土壌に係る検査証明書・・・別添のとおり
	水質に係る検査証明書・・・別添のとおり

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

別記様式第29号(第14条の6関係)

別記様式第29号(第14条の6関係)

水質検査証明書			
様		年 月 日	
	分析機器名 代表者 所在地 電話番号 環境計量士		
<p>年 月 日に依頼のあった検体について、水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）別表1に定める方法、及び環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）及び地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月環境庁告示第10号）別表に定める方法により、計量した結果を次のとおり証明します。</p> <p style="text-align: right;">(検体番号)</p>			
項目	単位	測定値	測定方法
カドミウム	mg/l		
全シアン	mg/l		
有機磷	mg/l		
鉛	mg/l		
六価クロム	mg/l		
砒素	mg/l		
総水銀	mg/l		
アルキル水銀	mg/l		
PCB	mg/l		
銅（農用地（田）に限る。）	mg/l		
ジクロロメタン	mg/l		
四塩化炭素	mg/l		
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	mg/l		
1,2-ジクロロエタン	mg/l		
1,1-ジクロロエチレン	mg/l		
1,2-ジクロロエチレン	mg/l		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		
トリクロロエチレン	mg/l		
テトラクロロエチレン	mg/l		
1,3-ジクロロプロペン	mg/l		
チウラム	mg/l		
シマジン	mg/l		
チオベンカルブ	mg/l		
ベンゼン	mg/l		
セレン	mg/l		
ふっ素	mg/l		
ほう素	mg/l		
1,4-ジオキサン	mg/l		
水素イオン濃度	pH		
備考			

別記様式第30号(第15条関係)

(表)

身 分 証 明 書		
	所属	
	職階・氏名	
		年 月 日生
<p>上記の者は、板倉町土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例第14条に規定する立入検査を行う職員であることを証明する。</p>		
	年 月 日	
	板倉町長	印

(裏)

<p>板倉町土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例抜粋</p>
<p>(立入検査)</p>
<p>第14条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に土砂等の埋立てを行う者の事業所、事業場その他の土砂等の埋立てを行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p>
<p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p>